

都 市 消 防 委 員 会  
說 明 資 料

平成 30 年 9 月 27 日

住 宅 都 市 局

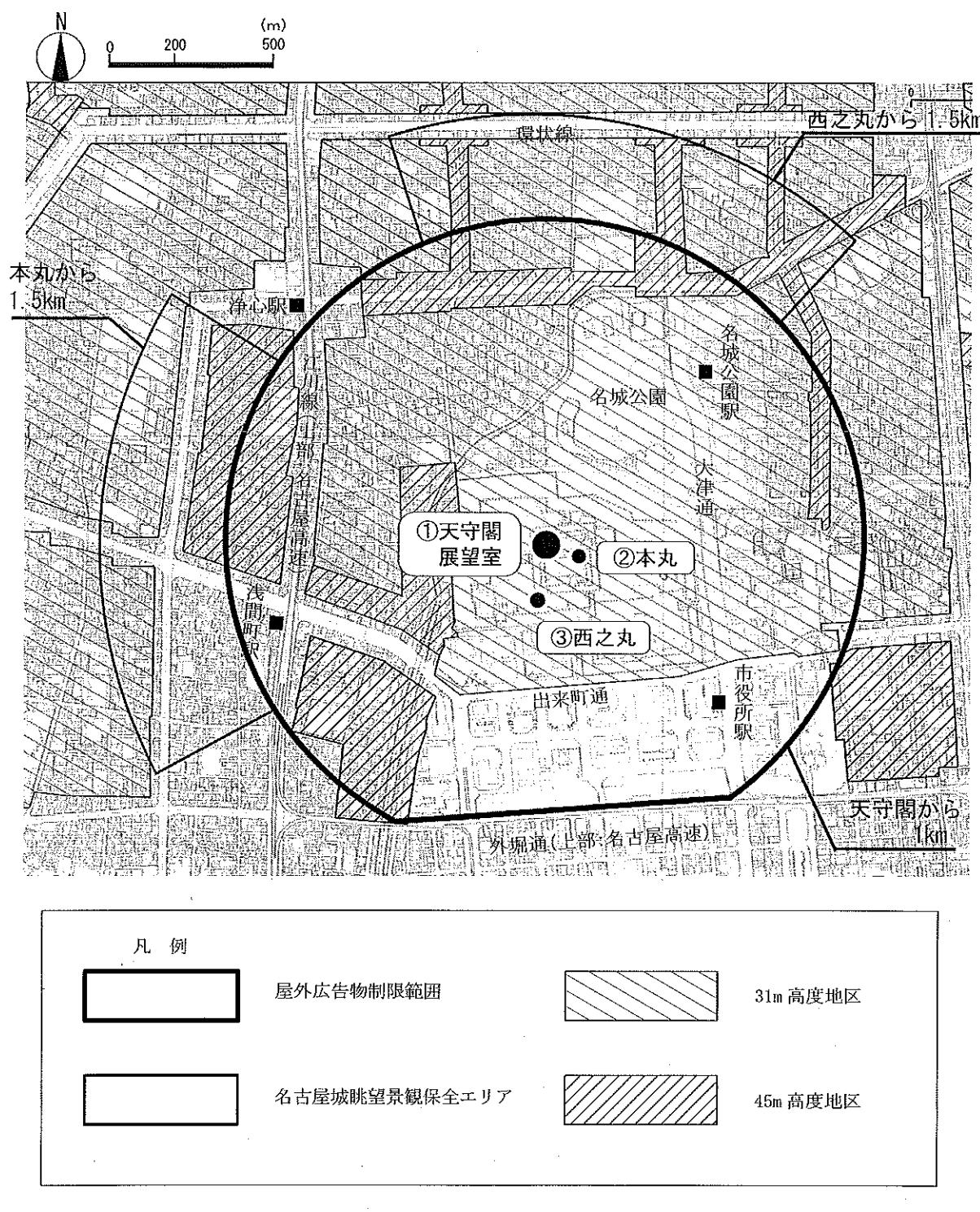
## 目 次

	頁
1　名古屋市屋外広告物条例の一部改正について .....	1
(1) 条例改正に伴い制限される範囲 .....	1
(2) 既存の制限と条例改正に伴う制限との比較 .....	2
(3) 都市景観形成地区 .....	3
(4) 名古屋城眺望景観保全についての主な意見 .....	4

# 1 名古屋市屋外広告物条例の一部改正について

## (1) 条例改正に伴い制限される範囲

屋外広告物の制限範囲は、名古屋城眺望景観保全エリアのうち、天守閣から1kmの範囲とする。



(2) 既存の制限と条例改正に伴う制限との比較

事 項	全市的な制限	条例改正に伴う制限
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の上端の高さは、地上 6.0 m以下とする。(屋上広告塔・板)</li> <li>・ 建築物又は工作物の地上 6.0 mを超える壁面には、自家用広告物以外は表示しない。(壁面広告)</li> <li>・ 道路上に突出するときは、広告物の下端は道路面から 4.5 m以上(歩道上は 2.5 m以上)とする。(突出広告)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告物の地上からの高さは、大規模建築物の高さの最高限度を超えないものとする。</li> </ul>
色 彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩度 8 を超える色は、一つの表示面の表示面積の 2 分の 1 以上には使用しない。</li> <li>・ 広告物の地色の明度は 9.0 以下とする。</li> </ul>
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点滅する電気照明、回転灯及び蛍光又は反射を利用する塗料その他これらに類するものを使用しない。(名古屋都市高速道路の路肩から両側 5.0 m以内で、道路の路面高以上)</li> <li>・ 電光ニュースその他の電光表示装置を設置できる。(第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域を除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点滅する広告物、輝度が変化する広告物、表示に動きのある広告物や夜景を阻害する高輝度の広告物は設置しない。</li> </ul>

(注) 彩度及び明度は日本工業規格による。

(3) 都市景観形成地区

地区名	主な区域
久屋大通地区	東区泉一丁目、中区栄三丁目 ほか
広小路・大津通地区	中区錦一丁目、栄三丁目 ほか
名古屋駅地区	中村区名駅二丁目、名駅三丁目 ほか
四谷・山手通地区	昭和区八雲町、高峯町 ほか
築地地区	港区名港一丁目、浜一丁目 ほか
今池地区	千種区今池一丁目、内山三丁目 ほか
白壁・主税・樟木地区	東区白壁四丁目、主税町 ほか

#### (4) 名古屋城眺望景観保全についての主な意見

- ・エリア内の私権を制限する事柄なので、丁寧な説明と合意の手続きをきちんとするべきである。
- ・パノラマ景観の保全については、本丸エリアの規模からすると 1~1.5 kmでは少し範囲が狭すぎるのでないか。
- ・標高制の導入については良い方法なので、現在の案に賛成である。
- ・高さに関する制限について、建物屋上に設置される防災目的の鉄塔は適用除外とならないのか。また、航空法に基づく航空障害灯については適用除外とならないのか。
- ・名古屋城周辺を廻る方も増えているため、眺望や背景の景観と合わせ、足元の歩道空間や周辺環境の充実も景観には大変重要と考える。
- ・今の名古屋城は外からは見えない。お城を歩いて見えるようにするために、北側のお堀の石垣の上の樹木を清州櫓の二層のひさしの高さまで切っていただきたい。